

福岡県図書館協会相互貸借実施に関するガイドライン

- 1 協会内の相互貸借の取扱は、原則として福岡県図書館協会相互貸借規程によるものとする。ただし、各協議会内に相互貸借規程が存する場合や個別に相互貸借協定等を締結している場合には、その取扱によるものとする。
- 2 著作権の関係上、当分の間、相互貸借は現物貸借のみとする。
- 3 借受依頼は、借受館が存する地域（同一市町村や近隣市町村）の図書館から優先的に行う。
- 4 相互貸借への参加は、各館が主体的に判断するものとする。また、館外への貸出が困難な館にあっては、当面借受だけでも可能とする。
- 5 相互貸借規程の制定や改訂に当たっては、各協議会の総会等での承認を経て施行する。